

平成29年 8月28日建設委員会

◆西 委員 おはようございます。ソレイユ堺の西でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思いますが、まず、冒頭、通告より前に、質問ではありませんけども、きのう津久野の駅の西口で、この委員会でも何度も津久野駅西口の件、取り上げさせていただいてますけれども、津久野駅の西口で津久野フェスというのが行われまして、市長も夜8時ぐらい、歓声の中、来ていただきましたけれども、主催者のカウントでは、約2,000人ぐらいの方が来ていただいて、西側を活性化をすると、市民の皆さんがまちづくりやるんやという熱い気概で、夜店をことしからやるという中で、やった中で、2,000人近い方が来ていただいて、これ2カ月前から立ち上がって、大慌てで、大急ぎで準備をしたもんですから、やれること我々にないだろうかという住民の皆さんの思いで大慌てで準備をしたもんですから、時間がない中だったんですけども、路政課や、そして自転車対策事務所ですね、そして西部地域の整備事務所、ここにいらっしやらない中で言えば、環境業務課や西区、そして消防局や保健所、ここにいらっしやる皆さんを中心に、多大なる御助力を市役所の皆さんにもいただいたので、まず御報告と御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

さて、質問の1項目め、中古住宅の流通についてということで上げさせていただきましたけれども、先日、私福岡市にお伺いをして、特定空き家について、福岡でいろいろと、県の取り組みも進んでますが、堺市と福岡市は同じ政令指定都市で、基礎自治体ですので、福岡市のほうにお伺いをして、管理不全空き家の取り組みについてお伺いしてきました。特に、この委員会でも取り上げさせていただいてますけれども、空き家対策の問題、報道等ではよくセンセーショナルさからか、非常にもうぼろぼろになって、崩れかけというような特定空き家のことについては、よく報道もされまして、話題になることは多いんですけども、実は地域を歩いていると、特定空き家の前の管理不全空き家、さらには管理不全空き家のさらに前段階だけでも、長年流通されていない、使われていないおうちというのがたくさんあって、特に袋小路の入り口にそういうおうちがあると、奥のおうちに住まれている方、非常に夜道も怖いということもお聞きをしますし、非常にまちが死んでいくというか、まちが非常に元気がなくなっていくというきっかけになると思って、私は非常にこの問題気になっているところでもありますけれども、福岡市は、その管理不全空き家について取り組みをかなり進めてまして、一定の効果をj得ていると聞いておりますけども、福岡市でどのような取り組みをされているというふうに、当局として認識をされているかお示しをいただけますでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 福岡市では、市民や地域からの情報提供などを通じて管理不全空き家等を把握した場合、所有者等に文書の送付などにより適切な管理をするよう助言・指導を行っていると考えております。

結果として、空き家が解体されるなどは是正が行われた物件もあるとのことjです。以上で

す。

◆西 委員 福岡市で、いろいろとホームページを改めて後でもぜひ見ていただけたらと思いますけれども、これは維持管理のチラシをつくってですね、空き家等、そして管理不全空き家等、さらに次の特定空き家等ということで、取り組みも3段階に分けて説明をして、市民の皆さんにチラシをお送りしたり、お示しをしたり、勧告をしてるということでありました。

そこでお尋ねをしますが、堺市では管理不全の空き家等に対してどのような取り組みを行われているかお示しをいただけますでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 現在、本市では市民や地域からの情報提供、相談などを通じて、管理不全空き家等を把握した場合、現地を確認した上で所有者等の調査を行っております。その上で、調査により把握した所有者などに文書の送付などにより、利活用の啓発や適正管理に向けた助言・指導を行っております。以上でございます。

◆西 委員 それでは、昨年度の管理不全空き家等の取り扱い件数と状況をお示しをいただけますでしょうか。

◎天野 耐震化推進室長 昨年度に本市が対応した管理不全空き家等を含む老朽建築物は92件で、解体や是正されたものは28件です。指導中が41件、所有者などの調査中が15件、管理不全でなかったものが8件です。

所有者などの対応待ちの理由の中には、経済的にすぐに対応できないことや、相続などで権利関係の整理に時間を要しているものもございます。

今後も、所有者などに粘り強く建物の適正管理を求めてまいります。以上でございます。

◆西 委員 非常にこの取り組み、管理不全空き家について今取り組んでいただいているということは、堺市も非常に頑張っていただいているんだなと思いますけれども、実はさっきからの議論の言葉を細かく聞いていただくと、少し気になることがあります。

福岡市のホームページです。福岡市の空き家対策で調べていくと、放置空き家対策について、空き家等の適切な管理をお願いしますということで、福岡市は新しい条例を平成29年4月に、空き家等の適切な管理に関する条例というのが改正施行されましたということから始まって、空き家の適切管理をお願いしますというふうに書いてあります。そして、先ほどのチラシが載ってまして、このように載ってまして、それで市の対応の流れ、管理不全空き家等、そして特定空き家等ということで、その下に空き家専門支援事業ということで、さまざまな空き家専門、特に相続の管理や修繕や除去など、さまざまな問題について相談窓口が書いてあるというふうにお示しをされています。

続いて、堺市のページなんですけど、堺市は空き家対策の計画の策定というのが最初に載ってまして、その先に、空き家所有者相談窓口、空き家の活用など、空き家所有者窓口というのが書いてあります。その先に、特定空き家等の措置に係る主な担当課ということが載っています。つまりですね、何が言いたいかというと、実は管理不全空き家と特定管理空き家というのを福岡市は分けて、しっかりと施策メニューを行っています。でも、堺

市は先ほどからおっしゃるように、特定空き家と管理不全空き家等が、本当は厳密に担当のレベルで言えば分かれてるのかもしれませんが、実はその空き家対策のメニュー、ホームページを見てると、非常にそこが混在をしてるというか、管理不全空き家等の中に特定空き家が入っているというふうになっているように感じます。このところは、先ほど申し上げたように、実はその特定空き家の問題がクローズアップされてる余り、その前段階があるということが余り市民の皆さんの中でも認識をされていないと思いますし、その前段階にしっかりと取り組みをしておけば、特定空き家になる前に解決をする部分も多々あると思います。そういった意味で、市民の皆さんに周知をするに当たっても、管理不全空き家の段階でいろんな取り組みを堺市やってるんですよ、取り組んでますよということ周知をしていただきたいと思いますし、またそのメニューをもう少し充実をしていくというか、そこにウエートをかけていくということをしていただけるように、ここは要望しておきたいと思っております。

あわせて、ホームページを見てて気になったんですけども、特定空き家等の措置に係る主な担当課と書いてありますが、それぞれの課をお示しをされてますけど、ここに連絡先は載ってません。耐震化推進室ですよ、それぞれほかにもいろいろ下、いろいろな担当課書いてありますが、相談をしようと思っても、まずここ、電話番号全く書いてないですよ。こういうところにも電話番号をしっかりとお示しをしていただいて、まず気軽に相談を市民がしやすいようにしていただくこともあわせてお願いをしたいと思っております。

ちなみにですね、相続が結構大きな、私最初、この空き家の問題を取り組まなければと考えたときに、最初考えていたのは、いろいろと経済的な問題が多いのかなと、その値段、中古住宅として転売をしようと思うと値段が合わないとか、もしくは家賃で貸そうにもその値段が合わないとか、そういうことが大きな理由なのかなと、最初は素人ながら考えておりましたが、どうも堺市の担当課さんにお聞きをしても、さらに福岡市や、この間、国土交通省ともお話をしてきましたけども、聞いてると、やはり権利関係のトラブルが非常に多いというようなこともお聞きをします。相続等により権利関係が複雑になって、活用されなくなった場合というのは、将来的にもずっとその場所に問題が残っていくということになると思いますけれども、このような流通が非常に困難な空き家対策について、今どのように取り組みをされているかお示しをいただけたらと思います。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 空き家等でお困りの方を対象に、宅地建物取引士による利活用相談、司法書士や弁護士による相談を実施し、定期的な相談機関への提供を行うことにより、空き家となった中古住宅の流通促進に取り組んでいます。

現在の相談件数ですが、今年度5月から7月までの間、10件となっております。

また、平成28年度から相続に際し、空き家となった住宅を譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円を特別控除する制度が措置されています。本制度適用の際に必要な確認書の交付は7月末までで33件となっております。

今後、これらの取り組みを通じて、空き家となった中古住宅の流通を促進するとともに、相談会などで得られた情報をもとに、より効果的な対策の研究をまいります。以上でございます。

◆西 委員 この取り組み、1つは宅地建物取引士による利活用相談や法律の専門家の相談によってですね、5月から7月までで10件、これ結構な数だなと思います。また、それとは別に、譲渡所得から3,000万を特別控除する制度によって、平成28年から本年7月までで33件、かなりこういうので動いていくんだなと、改めて思っているところです。

ただ、繰り返しになりますけれども、こういうことの取り組みがされてるということが、書いてるようで書いてないホームページになっています。こういうこともぜひホームページにしっかり記載をして、せっかくなのでいい取り組みやっていたらいいわけですから、これをさらに取り組み、もっと気軽に相談がされるような状況にしていきたいと思います。

管理不全な空き家になってしまう理由はさまざまありますが、先日もこんなことがありまして、私の地元の方が、お兄さんが亡くなられて、そのお兄さんの物件を相続をしなくちゃいけなくなったと。ただ、その場合、そのお家は、同じ市を言っただけですが、福岡市内にありましたと。ただ、福岡市にほとんど行ったこともないし、縁もゆかりもないのでどうやって処分をしたらいいかわからないから、ちょっとどうしたらいいかということで、私の友人の福岡の市議員に連絡して、福岡の地元の不動産業者さん、その地域の不動産業者さんを御紹介をして、結果的にその空き家はもう売却されて、今活用されるということもありました。つまり、遠方の方が持ち主だということが多々あると思います。今、私道下水の問題も一緒に下水道さんともやらせていただいておりますけれども、調べていくと、もう本当にこの空き家どこの方が住んでらっしゃるんやって地域で言ったら、気がついたら京都だったり、四国だったりということは多々あります。その空き土地をどうやってまた活用していただくか、空き家を活用していただくときに、その方は実は堺じゃなくて、遠方にかなりおられるということが非常に今私道下水のこともやらせていただいても、非常にそういうケースが多々あります。そういった意味で、実は堺の物件を福岡市の方や静岡市の方や仙台市の方が持っているということもあり得ると思いますので、他都市で、やっつてるのかもしれないけれども、法律相談を、堺のことを仙台で受けれるようにする、堺のことを静岡で受けれるようにする、仙台におられる方ですけど、あなたの物件、堺に持たれてますよねと、そのことでもし相続とかで相談が、お困りやったら仙台市の法律相談を受けてくださいねと、堺の法律相談じゃなくていいですよということのPR、そういうPRや業者さんの業界団体の御紹介も含めて、そういう、いろいろと連携した取り組みというのはやれるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 市内の管理不全空き家等の所有者が遠方に住んでいる場合は、文書を郵送するなどの方法により適正管理に向けた注意喚起を行っております。

また、空き家の住宅専門家相談など他都市との連携が可能になれば、より効果的な取り組みが期待できると考えられますので、今後も空き家等対策を進める中で、他都市の取り組み情報も得ながら都市間での連携について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ取り組みをしていただきたいと思いますのですが、これもう募集終わってますけど、国交省が先駆的空き家対策モデル事業ということで、さまざまなモデル事業をやられています。これ何年か連続してやられてるようですけども、こういうことも活用して都市間で連携をするということは、ぜひやっていただきたいなと思ってますので、よろしく願い申し上げます。

ちょっと、さっきに戻るところもありますけれども、空き家に関する情報提供、取り組みどうやって相談をするかという取り組みも含めて、市民への周知、もっと必要であると思いますけど、どのような周知方法を今行われているか、ホームページも含めて、それ以外の部分を含めてお示しをください。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 市民への周知でございますが、堺市空き家等対策計画につきましてホームページで公表するとともに、市政情報センターや各区情報コーナーに配架を行っております。また、空き家の各種住宅専門家相談につきましても、これに加えて毎月広報でお知らせしています。

今後も、空き家対策に係る情報につきまして広く市民にホームページなど、周知を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

◆西 委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど申し上げた管理不全空き家と特定空き家を切り分けての広報、さらに先日も単一の自治会長さんの何人かとお話をしておりましたけれども、やっぱりこの空き家対策、自治会長さんたち気になってるんですね。私、自治会の役員も幾つかさせていただいてますけれども、自治会の会長さんたちにこういう窓口があるということが広報さかい以外のルートでも伝わってないということもあるようですから、しっかりと自治連さんにお願ひをするというところにも各単位会長さんに伝わるような広報を考えていただいて、ぜひお願ひしたいなと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

次の項目に移らせていただきたいと思います。景観についての項目に移らせていただきます。

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けて、国内推薦が決定をされました。もうこれ繰り返しになってますけども、本当に喜ばしいことだなと思っているところでありますけれども、この百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全に向けて景観の取り組みがされているというふうにお聞きをしています。この取り組み、非常に重要だと思っております。これからイコモスの皆さんもいらっしゃいますし、またこの国内推薦、ニュースになってますから、やはり多くの来街者がいらっしゃると思ひますけれども、この取り組みの規制範囲について御説明をいただけますでしょうか。

◎角田 都市景観室長 百舌鳥・古市古墳群緩衝地帯は平成26年4月に開かれた百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議において決定されたものです。

平成28年1月から開始した百舌鳥古墳群周辺における景観保全の制限の範囲については、この百舌鳥古墳群緩衝地帯と同じ範囲としております。

緩衝地帯は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に当たり、古墳群の価値を守るために必要な範囲として設定されたものであり、その境界部分については、土地利用の状況や道路、河川、鉄道など地形地物などから地域としてまとまりを勘案したのになっております。以上でございます。

◆西 委員 ありがとうございます。今、このプロジェクターでお示しをしているものが、まさにその規制の緩衝地帯の地図でございますけれども、今最後におっしゃった、地域としてのまとまりという言葉がいつも御説明いただく中で気になっているところでありましてけれども、まとまり、確かに住所で言えばそういうことなのかもしれませんが、大阪和泉泉南線など、通りから見た場合に緩衝地帯が、例えば御陵通まで堺東から行く途中、一条通から行く途中のところでは、泉南線両側で規制が違うということが起きてると思いますけれども、その内容について御説明をいただけますでしょうか。

◎角田 都市景観室長 大阪和泉泉南線について説明させていただきます。

まず、屋外広告物に関する制限についてですが、緩衝地帯の外となる大阪和泉泉南線の通りを挟んだ西側の沿道は第2種許可区域の基準が適用され、屋上広告物、自立広告物並びに壁面広告物について表示面積や高さなどに関する制限を設けております。これらの制限は平成28年に緩衝地帯内の基準とともに、全市域について見直しを行った際に設けたものであり、泉南線西側についても上限値を設けるなど、以前より厳しい基準となっております。

一方、泉南線東側の緩衝地帯内の沿道では、百舌鳥第2種特別地区の許可基準が適用され、屋上広告物及び自家用以外の広告物の掲出が禁止されております。自立広告物についても、大きさ及び高さなど、西側よりもさらに厳しい上限値を設けております。

次に、建築物についてですが、色彩等の形態・意匠の制限がなされており、緩衝地帯外の沿道では大規模建築物のみを対象とし、東側の緩衝地帯内の沿道については、大規模建築物に加え、中規模建築物も対象として景観協議を行っております。以上でございます。

◆西 委員 まあそういうことなんですよ。東側に関しては、非常に厳しい基準が適用されています。また、西側も全くその以前とは違いますけれども、ただし、東側に比べれば少し緩い基準が西側に関して適用されているということが大阪和泉泉南線の両側で起きてるということだと思います。

非常に努力をしていただいているのは理解をしますし、以前よりも非常に景観について堺市で考えていくんだという取り組みはされているということは積極的に評価をしたいとは思っておりますけれども、これ、地域としてのまとまりという観点で言えば、利用者、景観というのは利用者がどう通ってどう見えるかということなんだと思います。13号線を走

られる方にとって、右側と左側が全く違う基準になってるというのは、非常に違和感があるなというふうには言わざるを得ないと思っています。まとまりで見るとすれば、景観としての、大分厳しい基準が提供されてきますんで、西側もこのままではないとは思いますが、しかしながら左右が全く違う基準が適用されているということであれば、イメージとしては違和感があるなというふうには言わざるを得ないと思っています。

今、この取り組みされ始めたところですので、次の取り組みを研究される段階では、やはり通りとしての一体性をしっかりと考えていただきたいということを改めて要望させていただきたいと思っています。

次に、その関連でお聞きをしたいと思いますが、この百舌鳥・古市古墳群の国内推薦の決定を受け、堺来訪者が多くこられて、この古墳群の周辺を歩くとおられます。先日も、私もほぼ毎日この百舌鳥駅から仁徳陵古墳の南側を歩いて、この市役所に来るルートで来てますので、見ていたんですけども、非常に御陵通沿道の植樹帯や大仙公園の植栽帯の植栽などの管理現状について気になることがありました。この状況について御説明いただけますでしょうか。

◎豊川 土木監理課長 道路の植樹帯の管理についてお答えします。

府道深井畑山宿院線のJR百舌鳥駅から府道大阪和泉南線までの区間におきまして、車道及び歩道の管理といたしまして、路面の清掃を月4回実施しております。また、歩道に設置されている植樹帯の管理といたしまして、除草を年3回、低木剪定を年2回実施しております。以上でございます。

◎明石 公園監理課長 大仙公園の植栽の管理の現状でございますが、公園の利用形態に応じて年4回から5回の除草を実施しております。高密度化した樹林地においては、順次間伐や支障となる枝の剪定を実施し、樹林地の環境を改善して景観の向上を図っております。以上でございます。

◆西 委員 植樹帯の管理としては除草を年3回、低木剪定を年2回実施をしていただいているということでした。土木監理からお答えをいただいたのも。それから、実際通ってみると、非常に、夏だから仕方がないのかもわかりませんが、非常に荒れてる印象を受けざるを得ないなというふうには考えております。やっつけていただいているのは理解をしますが、歩道上の植樹帯、非常に飛び散ったとか、非常に長いツタが出てると、さらに車道にも木がはみ出してる、非常に低い低木ですけども、車道にはみ出しているという状況があります。

この左の真ん中の写真を見ていただいてもおわかりをいただければと思います。非常に草が生い茂っていて、またツタがいっぱいみ出していて、この場所、百舌鳥駅をおりて古墳のほうに歩いていかれる方が見たら、どう思うのかなというふうには懸念を持たざるを得ないなと思っています。何もサボっているというふうには皆さんに申し上げたいわけではなくて、やはり全部が全部、堺市中が常に頻度を上げて低木剪定を行うというのは非常に大変な状況だと思っていますけれども、ここは特に多くの方がこれから来られる場所です

から、非常に景観に配慮して取り組んでいただかなくちゃいけない場所なんだろうなというふうに考えています。

今後、景観に配慮しながら取り組む予定など、あればお示しをいただきたいと思います。

◎豊川 土木監理課長 道路における取り組みですが、当該路線の除草や剪定などの回数は現状におきましても、景観に配慮した回数となっております。回数だけでなく、例えば、ツアー・オブ・ジャパンなどのイベントの際には、清掃、剪定時期について前倒しを行うなどの意識を持って対応を行っております。

今後もし引き続き、来訪者の増加、イベント開催などの状況に応じて取り組んでまいります。以上でございます。

◎明石 公園監理課長 大仙公園における景観に配慮した取り組みでございますが、除草につきましては、園内のイベントの開催状況、利用状況などを見ながら、時期と回数を調整しております。古墳周辺の植栽につきましては、下草の除草や込み過ぎた樹木の間伐を実施して、古墳がよく見えるように意識して実施しております。

加えて、園内の自動販売機の色や設置場所については景観に配慮した設置を行っております。以上でございます。

◆西 委員 ありがとうございます。景観をぜひ配慮していただきたいと思います。例を挙げれば、この右上の写真も柵が非常にさびついております。整備の考え方、なかなか整備予算、維持管理予算、なかなかない中ですので、なかなかあれもこれも言われてもというのはよくわかります。そして、この柵も茶色くさびてますけども、機能上の問題はないと思います。整備事務所さんと議論させていただいてると、まずは当然機能維持が優先やということをおっしゃるのもよくわかりますけれども、特にこの御陵通周辺に関しては、機能だけじゃなくて景観というのをぜひ配慮をしていただきたいと思いますが、この御陵通から離れましても、大和川を渡ってきて、堺市に入る瞬間、そして堺インターをおりて泉北2号線に入る瞬間、そして、310号線を走ってきて堺市に入る瞬間、やっぱり見たときに、その最初の50メートル、100メートル、道路がどういう状況だったかによって、実は非常にその市のイメージというのは規定されると思います。皆さんも、各市に行かれたときはそういうイメージになると思います。そういった意味で、堺への来訪者に対してイメージアップにつながるような景観配慮、取り組みをお願いしたいと思いますけれども、お考えをお示しいただけますでしょうか。

◎豊川 土木監理課長 これまでの市外からの来訪者に対する景観配慮の取り組みといたしまして、例えば府道大阪和泉泉南線では、歩道路面の劣化や横断防止柵の機能劣化があり、その更新に合わせまして、大阪市方面から堺市域への来訪者のイメージアップにつながるように、見ばえのよい茶色の横断防止柵に更新いたしました。また、中央分離帯の車高フェンスの更新、縁石塗装などを行っております。

また、大阪臨海線や国道310号、泉北1号線など、市境界付近のセンターラインなどの路面表示の更新も行っております。

堺市のイメージアップにつながる市境界や百舌鳥古墳群周辺など、更新事業も含めまして、景観配慮する意識を今後も持ちながら積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

あわせて、以前建設委員会でも取り上げさせていただいてますけれども、泉北2号線の堺インターおりたところに、おりた瞬間に違反看板などが目立っているという状況もあります。この地域の今後の景観形成に向けてどのようにお考えかお示してください。

◎角田 都市景観室長 当地域は堺市景観計画において市内7つの特徴ある地域区分の中で田園景観として位置づける地域であり、丘陵地の裾野に広がる自然豊かな田園景観が魅力となっております。

このようなことから、素朴で美しい田園景観を伝統的な集落や街道の景観とともに保全を図りたいと考えており、これら周辺と調和した落ちつきのある景観形成に向け、1つずつ取り組んでまいります。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。今、自然豊かな田園景観が魅力となってるということを御答弁をいただきました。ぜひこういうことも配慮しながら取り組みをお願いしたいと思います。

また、堺東駅周辺についても、いろいろと景観についての御意見があるのは皆さん御存じのとおりだと思います。

先日、各担当課の皆さんに広報プロモーション課の研修で広報担当の皆さんに、タッチポイント・ブランディングについての研修があったと思います。今、この場にいらっしゃる皆さんでそのタッチポイントって、何言うてんやと思われる方がいらっしゃれば、それはそれぞれの課の中に研修を受けていただいた方がいますから、ぜひ共有を受けてください。このタッチポイント・ブランディングによって、市のイメージ、ブランド形成がどういうふうにされるかということについて研修があったと思いますから、そういうこともしっかり踏まえながら、この景観について考えていただきたいと思います。

さて、次の項目に移らせていただきたいと思います。時間の関係で、順番を入れかえまして、津久野駅の課題についてお聞きをしたいと思います。

津久野駅なんですが、もうこの場所で何回も取り上げさせていただいてますけれども、津久野駅は改札が1カ所しかありません。いろいろと災害が発災をする場合に、倒壊や火災により改札を通れないということも考えられます。また、きょうは細かくはそのことについては取り上げませんが、実際に、URが今耐震検査がされていない、駅前に3棟ある大きなURビルが耐震検査がされていないという現状もあって、実際、何が起きるか、大規模災害時、想定ができかねるということもあります。そういった意味で、乗客の方、津久野駅利用者の方が1カ所しか改札がない中、というか、出口が1カ所しかないということですね、改札が1カ所しかない駅はたくさんありますけども、出口が1カ所しかないという駅は津久野駅、かなり珍しいケースだと思いますが、こんな中で避難をする上

で懸念があると考えますけれども、市としてのお考えをお示してください。

◎河合 公共交通課長 近畿運輸局からは、地下にある駅を除き避難経路を複数確保しなければならないという義務づけはないと聞いております。

また、西日本旅客鉄道株式会社からも避難について、改札を通ることができない場合の緊急手段として、津久野駅では線路上におりて移動し、踏切などから出ていただくことになるとお聞きしております。

こうしたことから、改札が1カ所しかないことが直接防災上の懸念につながるとは考えておりません。以上でございます。

◆西 委員 津久野駅では、改札を通れない場合、乗客はホームから線路上におりて避難をするということですが、これ、旧型の駅なので、実はこれ下から見上げて撮ってるんですけども、ホームの下が完全に抜けておまして、ほかの駅ではホームの下のところ、コンクリートで壁になってるところもありますけれども、津久野駅、これ抜けております。さらに、駅、御存じの方いらっしゃると思いますが、高台に、ちょっと高い状態になってます。そういった意味で、高齢者や子どもの方はそのままおりるといっても、非常にこわいなというふうに感じざるを得ないところはあると思います。これらの方に対して、どのように対応するのかお示しをください。

◎河合 公共交通課長 西日本旅客鉄道株式会社からは、御自分で線路上におりられない方に対しては駅員が補助を行って避難誘導するとお聞きいたしております。以上でございます。

◆西 委員 駅員の方が補助を行って避難誘導するというお話なんですけども、まず、実は先ほど乾議員の質問にもありましたけれども、この津久野駅、基本的には1人しか常駐をされておらず、改札の部屋の中にいらっしゃる場合が多々ありますので、駅員さんの数はほとんどいらっしゃらないという時間帯が多々あります。無人駅に実質等しい状況になっています。そういった中で、駅員が補助を行って避難誘導すると言われてもそのような状況があります。また、この旧来の形であります。そういった意味でも非常に危険な状況である。改めて、そういった意味でも反対側の改札といいますか、出口をしっかりとつくっていくということもしっかり御検討をお願いをして、この項目については終わりたいと思います。

次に、乗り合いタクシーについてお聞きをしたいと思います。

乗り合いタクシーの事業経過と状況について御説明ください。

◎河合 公共交通課長 乗り合いタクシーは鉄道駅やバス停から離れた公共交通空白地域における日常生活に必要な移動手段の確保として、平成26年3月から実証運行を開始いたしました。実証運行期間中、1日4便から5便への増便、予約締め切り時間の短縮、停留所追加などの改善を行うとともに、平成28年4月からは本格運行に合わせてルート再編などを行いました。本格運行後も接続駅の追加を行っております。

以上の改善を図る中で制度利用者は実証運行期間中の平成26年度は4,945人、平

成27年度は8,897人、本格運行後の平成28年度は1万6,201人に順次増加している状況でございます。以上でございます。

◆西 委員 非常にこの乗り合いタクシー、認知も広がってきて、非常に高齢者の皆さんから注目も集まっている、さらに利用したいなという声がたくさんあるのも事実でございます。そういった中で、ここにも停留所をつくってくれ、ここにも乗らせてくれという声もありますけれども、これは公共交通の、今あるバスのルートの邪魔をしない範囲でということのルールになってるよということは地域の皆さんにしっかりと御説明をしているところでありますけれども、さて、この泉北方面から鳳の駅前通ってるルートがあります。この鳳駅前から歩いて5分、10分ほど、それなりにきつい下り坂をおりて西区役所があります。このルートで利用される方々からこういう声があります。鳳駅まで歩いて行って、そこから歩いて、鳳駅まで乗り合いタクシーを乗って行って、そしてそこから歩いて西区まで行かなくちゃいけないことが多々あるという話をお聞きをしています。私、まだ40になったばかりですので、そんなに実感が無いのは正直なところでありますけれども、高齢者の皆さんにとっては、非常にあの坂をおりて西区に行く、そしてまた西区役所から歩いて鳳駅に戻る、非常に負担が大きいところだというふうにお聞きをしております。実は、駅利用者も多いですけども、高齢者の方、特にやはり区役所にいろいろと用事で行くことは多々あるというふうにお聞きをしております。西区役所へ寄ってから鳳駅に行くことがなぜできないのかという声をたくさんいただいております。こういったふうには要望が出る中で、市としてはどのように対応しようとしているのかお示しをいただけたらと思います。

◎河合 公共交通課長 乗り合いタクシーについては、これまでも利用者の声などを踏まえて改善を行ってまいりました。しかし、1台当たりの平均利用者数については、平成28年度においても1.6人とどまっております。これを向上させる必要があると考えております。御指摘の停留所の追加についても、1台当たりの平均利用者数の向上につながる要素であると考えられるため、そういった点も含めて検討を行ってまいります。以上でございます。

◆西 委員 ぜひですね、この利用者向上の観点、さらにはこの堺市が区役所中心の行政を行っていかう、市民サービスを向上させていかうという観点で行政を行っているという理由からも含めて、このルート、ぜひ西区役所を寄っていただく、それをぜひとも次の改正や、できればその前も含めて検討をお願いしたいということを強く要望を申し上げまして、この自転車レーンについては決算でも通告をさせていただいておりますので、時間の関係で、そこに移させていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。